

令和8年度熊本市房ダム管理事務嘱託員募集案内

1 募集職種

熊本市房ダム管理事務嘱託員

2 職務内容

- ・設計書、数量計算書、図面等の編纂・製本業務
- ・災害復旧データベースによる進捗管理(データ入力)
- ・過去(ダム建設当時)の資料、文献等の資料収集及び整理業務
- ・書類の電子データ化業務(スキャニング及びデータ入力、復元)
- ・会議資料の作成、印刷、製本業務
- ・その他各種業務補助

3 採用予定人数

1名

4 勤務条件

(1)職の区分:地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2)任用期間:令和8年10月1日から令和9年3月31日

※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。

(3)勤 務 地:熊本市房ダム管理所

(4)勤務時間:9:00～16:00(週4日)

9:00～15:00(週1日)

※1か月につき20日以内、1週間につき29時間以内とし、1日の勤務時間は6時間又は5時間を基本とする。

(5)休憩時間:12:00～13:00

(6)休 日 等:土、日、祝日

(7)報 酬 等:①報酬日額 6時間7,262円 5時間6,052円

②通勤費用実費相当額を支給

※報酬日額、通勤費用、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。

(8)社会保険:地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(9)公務災害等補償:地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(10)条件付採用:今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(11)地方公務員法の適用:地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業への従事等の制限(パートタイム勤務の者を除く)等

(12)退職に関する事項:地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

5 受験資格

パソコンの基本操作技術（エクセル・ワード等）を有する方

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

【人物試験】 個別面接による口述試験を行います。

7 試験日程等

(1)日 時:令和8年9月10日(木) 時間は別途連絡します。

(2)集合場所:市房ダム管理所会議室

(3)合格発表:令和8年9月15日(火)

※試験結果については、受験者に対して郵送により文書で通知します。また、合格者の受験番号を熊本県ホームページに掲載します。

8 応募方法

- ・応募者は、令和8年9月4日(金)までに、「採用試験申込書」を河川課総務班又は市房ダム管理所まで、持参又は郵送してください。(ハローワークを通じて申し込む場合は、「ハローワークの紹介状」を添付してください。)
- ・持参の場合の受付は、平日8:30～17:00までとなります。郵送の場合は、必ず特定記録郵便にしてください。

9 採用方法

- (1)合格者については、「熊本縣市房ダム管理事務嘱託員任用者名簿」に登載し、令和8年10月1日以降、会計年度任用職員の任用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- (2)名簿の有効期限は、合格発表の日から令和9年3月31日までとしますが、有効期間内の会計年度任用職員任用者数が「熊本縣市房ダム管理事務嘱託員任用者名簿」数より少ない場合は採用されないこともあります。

【連絡先】

(募集に関すること全般)

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

土木部河川港湾局河川課総務班

Tel096-333-2506

(具体的な職務に関すること、試験当日の連絡先)

〒868-0701

熊本県球磨郡水上村大字岩野3-6

熊本縣市房ダム管理所管理課

Tel0966-44-0304